NO. 82



# に

\*\*\* 夏季休業のお知らせ \*\*\*

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。 誠に勝手ながら、弊事務所では下記の日を夏季休業とさせていただきます。

休業日 令和5年8月14日(月)~8月16日(水)

2023年8月1日発行

連絡先: 〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12番 20号

電 話:027-243-5600 FAX:027-224-4393

URL: http://www.e-392.com

当社HPでは新聞掲載コ ラム(バックナンバー) や各種セミナーのご案内 を随時発信しています。



永年勤続表彰金の社会保険、労働保険 および課税上の取扱い

### ◆社会保険上の取扱い

今年6月27日に、「標準報酬月額の定時決定及び随 時改定の事務取扱いに関する事例集」に以下の問答が 追加されました。

- 問 事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金 券又は記念品等(以下「永年勤続表彰金」という。)は、 「報酬等」に含まれるか。
- 答 永年勤続表彰金については、企業により様々な形 態で支給されるため、その取扱いについては、名称 等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を 行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満た すような支給形態であれば、恩恵的に支給されるもの として、原則として「報酬等」に該当しない。

当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した 上で、総合的に判断すること。

### 【永年勤続表彰金における判断要件】

① 表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として 実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が 付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が 強いと判断される。

② 表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

③ 支給の形態

社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていな いものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

## ◆労働保険上の取扱い

行政手引 50502 によると、「勤続年数に応じて支給さ れる勤続褒賞金は、一般的には、賃金とは認められな い。とされています。

## ◆課税上の取扱い

国税庁のタックスアンサーNo.2591 によると、創業記 念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人 の表彰に当たって支給する記念品などは、一定の要件 を満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことに なっています。

ただし、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の 負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、 その全額(商品券の場合は券面額)が給与として課税さ れます。

ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、【厚生労働省「「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務 直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、 取扱いに関する事例集」の一部改正について」(令和5年6月27 日事務連絡)】

# 8月の税務と労務の手続 提出期限

#### 10 目

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局ま たは銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採 用した労働者がいる場合>「公共職業安定所]

# 31 日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場 合) <雇入れ・離職の翌月末日>「公共職業安定所]